

意見書

平成 23 年 11 月 30 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会長殿

郵便番号 105-0001
住所 とうきょうとみなとくどらのもん 東京都港区虎ノ門 2-10-1
氏名 だいひょうとりしまりやくしやちよう イー・アクセス株式会社
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

mail :

TEL

FAX

「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

編	章		具体的内容
第1編 電話網からIP網への円滑な移行に向けて	第1章 はじめに		
	第2章 総論（ネットワークの在り方等）	1 コア網のPSTNからIP網への移行に伴う今後のネットワークの在り方	<p>（1）今後のネットワークの在り方</p> <p>コア網の円滑的な移行に際しては、基本的にNGNがPSTNの基本的役割を受け継ぐことが必要とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>電話網移行円滑化委員会にて一部委員から意見されたように、コア網の移行にあたって最も重要な視点は、現状のPSTN利用者が不利益や不便を被ることを回避することに置くことと考えます。</p> <p>従って、これまでPSTNが担ってきた役割である国民生活に必要な基幹網を承継するにあたっては、少なくとも「基本サービス」、「競争基盤」、及び「ハブ機能」については、利用者利便性確保の観点から、移行先のNGNでも同等に提供可能とすることを原則として、関係者が諸課題に取り組むべきと考えます。</p>
		（2）検討の基本的視座	<p>3つの基本的視座を関係者が共有し、コア網移行における課題解決に際して参照するとの答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>「継続性」、「予見性・透明性」、「発展性・柔軟性」の観点は、移行において「利用者利便性の確保」及び「NGNへの移行メリットの向上」を果たす上で必要な観点を網羅していると考えられるため、引き続き本委員会の基本的視座として据え置き、例えば、今後のフォローアップにて、本答申にて示されたタスクの実施状況の評価基準等に活用すべきと考えます。</p>
（3）その他の関連ネットワークの移行が与える影響		<p>①アクセス回線の移行に係るスケジュール</p> <p>アクセス網の移行スケジュールについては、関係者が可能な限り早期に共有するための時間軸（時期）の設定を迫記すべきと考えます。</p> <p>当社としては、コア網からIP網への移行に伴い競争市場の縮退を強く懸念しますので、物理的なメタルアクセス網の撤廃といった観点だけではなく市場に応じた経済的効用を勘案したスケジュールの明確化が必要と考えます。</p> <p>なお、電話網移行円滑化委員会では、一部委員及び事務局より「アクセス網移行については、今後の技術革新や環境変化の動向を捉えながら本委員会のフォローアップの場で検討したい。」と述べられております。当社としてもこのご意見に賛同であり、まずはNTT東西殿に現時点における計画を提示頂き、これを基に電話網移行円滑化委員会や事業者間協議の場にて、NTT東西殿、接続事業者及び総務省殿にて代替サービスの提供や利用者通知等について課題解決の議論を進めるべき</p>	

			<p>と考えます。</p> <p><u>②モバイル通信の普及がI P 網への移行に与える影響</u></p> <p>モバイル通信の普及は重要な観点と考えますが、電話網移行円滑化委員会では大きく取り上げて議論は行われなかったものと認識しております。答申(案)で固定ブロードバンドとモバイルブロードバンドの代替性や相互補完性について継続的な分析を行うこととした点は、I P 網移行だけでなく競争環境を的確に把握する上で必要なことであり賛同します。</p> <p>具体的には、L T E などの高速モバイルブロードバンドの普及は、固定ブロードバンドと同等の通信速度が実現できる点などを踏まえると、固定ブロードバンドサービスの利用動向に影響を与える可能性があり、モバイルと固定を相補補完的に利用する形態や相互のサービスが完全に代替性をもって利用される場合など固定市場と移動体市場を跨いで利用されていく将来を見据えた分析が必要と考えます。</p>
		2 NTT東西の「概括的展望」	<p>コア網の移行においては、N T T 東西殿の概括的展望ありきで進めるのではなく、可能な限り早期に「積極的移行」が促進できるように、関係事業者間や委員会において継続的な措置を進めるべきと考えます。</p> <p>また、N T T 東西殿は、物理的な撤廃だけでなく経済的効用へも考慮したメタルアクセス網の展望についても、速やかに示すべきと考えます。</p> <p>なお、この「積極的移行」の促進における現状の課題の1つは、N G N のオープン化が十分でないためサービス競争が進展していないことであり、P S T N 利用者にとって低廉で魅力あるサービスの創出が難しい状況にあることが挙げられます。そのため、本答申(案)においても考え方が示されている「光/N G N のアンバンドル」、「伝送機能のオープン化」、及び「通信プラットフォーム機能のオープン化」等については、新規参入を促進させるツールとして改めて位置付け、サービス競争を主体とした市場の活性化を目指すべきと考えます。</p>
		3 関係者による合意形成	<p>現在、N T T 東西殿と接続事業者間の協議においては、コア網の接続における課題を中心に議論が成されているところです。</p> <p>この検討においては、技術面での世界的な標準動向との調和を図り先走りすることでのデメリットを生じさせないよう留意すること、並びにコア網に加えアクセス網についても移行における課題として取り上げて議論することが必要と考えます。</p> <p>なお、協議の論点には「国際標準化動向との調和」や「緊急通報期間との接続」</p>

			といった、NTT東西殿と接続事業者間のみの調整では解決が難しい課題も含まれるため、これらの点については総務省殿の政策的なサポートも必要と考えます。	
第3章 利用者 対応	1 円滑な移行に向けた取組		円滑な移行のためには、行政としての関与もしくは役割についても明確にしておくことが必要と考えます。	
	2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性			
	3 各サービスに係る課題	(1) 移行後も維持されるサービスに係る課題		
		(2) 廃止されるサービスに係る課題		<p>NGNの一層のオープン化等を通じ、代替サービスとして多様な主体によって多様なサービスが提供される環境を整備していくことが必要とする答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>NGNのオープン化を進めることでサービス競争や料金競争が促進され、利用者にとっては利便性向上や現状よりも低廉な料金でのサービス選択が可能となり、その結果、利用者の積極的な移行に繋がると考えます。</p>
(3) その他の課題(光回線の契約関連)		<p>代替サービスの利用に際し、新たに光回線の契約が必要となる場合の利用者負担については、NTT東西殿において、利用者周知や訪問工事の弾力化等の方策を講じることが有効とする答申(案)の考え方に概ね賛同しますが、利用者周知に関し以下の点に留意すべきと考えます。</p> <p>NTT東西殿だけでなく、他事業者を含めた競争環境下で多様なサービスが選択可能となることが望ましいとする考え方に基づき、利用者周知はNTT東西殿だけでなく代替サービスを提供する可能性のある競争事業者等を含めた対応を検討すべきと考えます。</p> <p>代替サービスの利用に際し新たな光アクセス回線の契約が必要となる場合、NTT東西殿の周知する内容によってはNTT東西殿が提供する光アクセスサービスの契約の必然性を説明する等、利用者の選択肢を限定的にしてミスリードする可能性があるため、競争事業者が提供する代替サービスや光アクセス回線が選択肢として存在する場合の公正な競争環境の観点も留意されるべき重要な課題と考えます。</p>		
第4章 事業者 対応	1 PSTNにおける競争環境の維持	(1) コア網のIP網への移行に対応したコロケーション	PSTNからIP網への円滑な移行に対応するため、効率的なコロケーションを行う観点から、既存のコロケーションルールの見直しを検討することが必要とする答申(案)の考え方に賛同します。	

		<p>ルールの在り方</p>	<p>なお、既にPSTNからIP網への移行は進展しており、スペース、電力等を確保できない事例も発生しているため、設備撤去等を促進するためにも早期にコロケーションルールを検証し、平成24年度適用となるように見直す必要があると考えます。各項目についての当社の考え方は、以下のとおりです。</p> <p><u>ア コロケーション設備の減設に対応したコスト算定方法（電気料算定）の見直し</u> コロケーション装置に係る電気料の扱い（「申込電力」の考え方）を柔軟化することが適当とする答申（案）の考え方に賛同します。</p> <p>具体的には、コロケーション設備の減設にあたり、物理的な措置をかけることなく、第三者となるメーカー等の仕様書（パッケージ単位の電力使用量等を明記）を提示することにより、パッケージ単位等の部分的な設備撤去を可能とし、実利用に応じた電気料を契約値とする運用をルール化する必要があると考えます。</p> <p>なお、接続約款及びコロケーションに関する契約書においては、設備の用途や種別を問わず、同一の規定が適用されるため、「申込電力の考え方」についても、コロケーションする設備は同一の運用ルールの適用を原則とすべきと考えます。</p> <p>また、実際に利用する電力料金についても、メータの設置を行なわずとも、最大仕様電力値まで使用することは考えられないため、メーカーもしくは接続事業者等が予め計測したデータで計算する等、合理的な範囲での負担ルール化の検討を行う必要があると考えます。</p> <p><u>イ コロケーション設備の撤去に伴うルール（「6ヶ月前ルール」）の見直し</u> 「6ヶ月前ルール」の妥当性の検証を行うことなどにより設備撤去に係るルールを見直した上で、必要な取組みを行うことが適当とする答申（案）の考え方に賛同します。</p> <p>上記に要望したような部分的な設備撤去は電力のみのリソース返却となり、スペースを含めた設備撤去とは転用にかかるサイクルが異なるため、スペース、電力等のリソース及び工事概要に応じた転用期間の検証が必要であると考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿は、二重のコスト負担とならないように、「転用に要する平均的な期間6.4ヶ月」を可能な限り短縮する必要があると考えます。</p> <p>また、妥当性を検証するにあたっては、2007年度の特別調査による実績サンプルでは、調査期間、調査件数等の調査内容について、情報開示がなく不透明であ</p>
--	--	----------------	--

			<p>ったこと、また、接続事業者が支払う違約金（「P O I 設置キャンセル」「6ヶ月前ルール」）に関する根拠となる期間であることを鑑み、適正性及び透明性を確保する観点から、転用に要する期間に係る実態に関するデータは開示し、妥当性を判断する必要があると考えます。</p> <p><u>ウ コロケーションスペースに空きがない場合の増設の義務化、申込み手続の簡素化、リードタイムの短縮化</u></p> <p>NTT東西殿と接続事業者において、コロケーション手続の同等性が確保されているか、Dランク（空きなし）の状況、申込手続、リードタイム等の観点から、実態を把握する答申（案）の考え方に賛同します。</p> <p>各項目の検討にあたっては、当社の意見も併せて検証頂くことを要望します。</p> <p><u>①コロケーションスペースに長期間空きがない場合の対応</u></p> <p><u>②コロケーションに係る申込手続の簡素化</u></p> <p>■情報開示の必要性</p> <p>現在のNTT東西殿の運営方法では、ウェブサイトを通じた事後的な情報開示しか、接続事業者は設備状況を把握することが出来ません。マイグレーションの計画策定を行う観点でも予見性が重要になることから、6ヶ月～1年先の設備計画（NTT東西殿だけでなく接続事業者を含む）を示すこと、並びに設備情報の更新期間の短縮化など検討する課題がまだまだあると考えます。</p> <p>■電力容量の空きがない場合の対応</p> <p>NTT東西殿の局舎内にコロケーションするにあたっては、コロケーションスペースだけでなく、電力も必要不可欠なリソースとなります。円滑な移行促進の観点から、コロケーションスペースや電力の入替え需要に対応する手続きの簡素化に加えて、電力容量Dランク（空きなし）においても、対策を講じる必要があると考えます。</p> <p>具体的には、電力容量Dランクにて電力が確保できない場合、既存設備の電力の一部を暫定利用可能とすることも検討に値すると考えます。なお、恣意的な運用による公正性が損なわれないように、利用可能な電力値の割合や期間の限度設定などの補完ルールの検討も併せて必要と考えます。</p>
--	--	--	--

また、Cランクの場合でも、申込電力値によってはP O I 調査設置回答がNGとなるケースがあり、公開情報のCランクは更に詳細な内訳の開示が必要と考えます。具体的には、P O I 調査設置回答において、「申込電力値に対して〇〇A空きなし」等の回答内容を記載するなど、Cランクでも確保できなかった理由を明確に接続事業者へ通知すべきと考えます。

<参考：電力容量の枯渇状況（H 2 3. 1 0月末時点）>

	Cランク	Dランク
NTT東	受電28%、発電3%	受電0.1%、発電0.1%
NTT西	受電27%、発電3%	受電1%、発電0.3%

<参考：電力容量の空き情報>

A	72kVA以上の空き容量
B	～72kVA未満の空き容量
C	～24kVA未満の空き容量
D	空き容量なし

③リードタイムの短縮化

■コロケーション設備設置の申込に係る同等性の確保を検証

リードタイムの短縮化に関する現状把握にあたっては、NTT東西殿と接続事業者において、申込システムに関連した運用の同等性が確保されているか、手続きの実態についても検証が必要と考えます。

具体的には、リソースが枯渇している局舎においては、コロケーション業務支援システムによるP O I 調査設置申込の受理順がリソース確保の可否を大きく左右しますが、NTT東西殿は接続事業者とは別のコロケーション業務支援システムを利用している可能性もあり、申込の受理順がどのように反映されているのか明確ではありません。

NTT東西殿と接続事業者が利用している各種申込受付システムが異なる場合、NTT東西殿と接続事業者間において、同等性が確保されているか検証することが必要と考えます。

(2) マイラインの

		<p>在り方</p> <p>(3) メタル回線コストの在り方</p>	<p>移行期におけるメタル回線の接続料算定のあり方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、コストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当とする答申（案）の考え方に賛同します。</p> <p>検討にあたっては、適正性及び透明性を確保する観点から、平成23年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会の答申書において、NTT東西殿に対して要請された報告事項は、全て一般に開示すべきと考えます。</p> <p>なお、メタル回線の経過年数別構成やコスト削減の取組みのように過去数回に渡り一般開示している情報や算定根拠となる配賦比率、算定方法の情報もあることから、経営情報に係るため開示できないとの理由が乱用されることにならないよう、留意する必要があると考えます。</p> <p><答申書の抜粋></p> <p>(3) NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること（考え方5）。</p> <p>①平成22年度に実施したコスト削減の取り組み及び平成23年度に計画しているコスト削減の取り組み</p> <p>②平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率</p> <p>③平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法</p> <p>④平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ (1)電柱、土木設備に係る費用、(2)ケーブル保守に係る費用、(3)その他</p> <p>(4) NTT東西に対し、以下の点について、平成23年度接続料の再計算報告時までに総務省に報告することを要請すること（考え方7）</p> <p>～略～</p> <p>③下部区間におけるメタル回線の利用状況（東西各10件程度のサンプル調査）</p> <p>④平成22年度におけるメタル回線の撤去実績</p> <p>各項目についての当社の考え方は、以下のとおりです。</p> <p>①未利用芯線コストの扱い</p> <p>NTT東西殿が示した概括的展望によるIP網への移行の進展に伴い、未利用芯線の「未利用」は、ドライカップサービスに提供可能な状態である「在庫」という概念から、全国あまねく提供することが義務付けられているユニバーサルサービスを維持するための「残置」という意味合いに変化していると考えられるため、移行</p>
--	--	------------------------------------	---

			<p>期における未利用芯線コストの扱いは見直す必要があると考えます。</p> <p>平成12年のADSLサービス開始当初（加入電話ピーク時）においても、メタルの芯線使用率が約6割、IP網移行に伴う需要減少傾向にある現在に至っては、約4割の使用率しかない状況を踏まえ、未利用4割は過去に遡っても電話サービスに利用されておらず、今後もIP網移行によって利用される可能性がないことから、未利用芯線コストのうち一定割合はドライカップ接続料原価から控除されるべきものと考えます。</p> <p><u>②メタルの耐用年数</u></p> <p>現行のメタルの法定耐用年数13年については、平成23年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会の答申書の要請事項に、「平成22年度末時点におけるメタル回線の経過年数別構成及びメタル回線の残価率」の報告があることから、透明性を確保したうえで検証を行い、土木設備と同様に利用実態に即した耐用年数の見直しを早期に行うべきと考えます。</p> <p>なお、LRIC接続料において、接続料規則の一部改正（平成24年度の接続料算定に用いる入力値更新）が諮問され、架空メタルケーブル（25.5年→26.3年）、地下メタルケーブル（34.6年→35.4年）の経済的耐用年数が延長される可能性があることも考慮する必要があると考えます。</p> <p>NTT東西殿は「平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告」において、投資抑制に伴いメタルの老朽化が加速し、法定耐用年数＋数年経過したメタルの故障件数確率の大幅な上昇により、増大な施設保全コストが必要と報告しております。</p> <p>一方で、耐用年数を見直さない理由として、老朽化に伴い一定程度の撤去・更改により、使用年数が単純に延びていくわけではないとの考えも示しております。</p> <p>しかしながら、「平成22年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告」において、メタル投資額は、平成21年度に500億円、平成22年度に400億円と縮小傾向であり、今後も引き続き経営効率化の取り組み強化及びIP網への移行促進することを鑑みれば、メタルの使用年数は必然的に延びていくものと思われま。</p> <p>また、耐用年数の見直しに時間を要したり、もしくは見直さずに利用し続ける場合、耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することとなるため、</p>
--	--	--	---

現行の法定耐用年数13年以上を経過したメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要があると考えます。

<東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成19年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告についてより抜粋>

投資抑制に伴いメタルケーブル設備の老朽化が急速に進んでおり、この老朽化に伴って施設保全コストが増大。

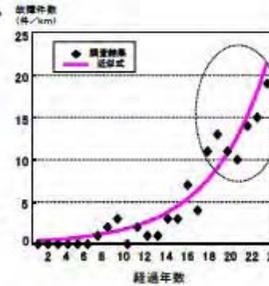
加入者メタルケーブルの経過年数別構成

※ケーブル延長の構成比 [H17末]



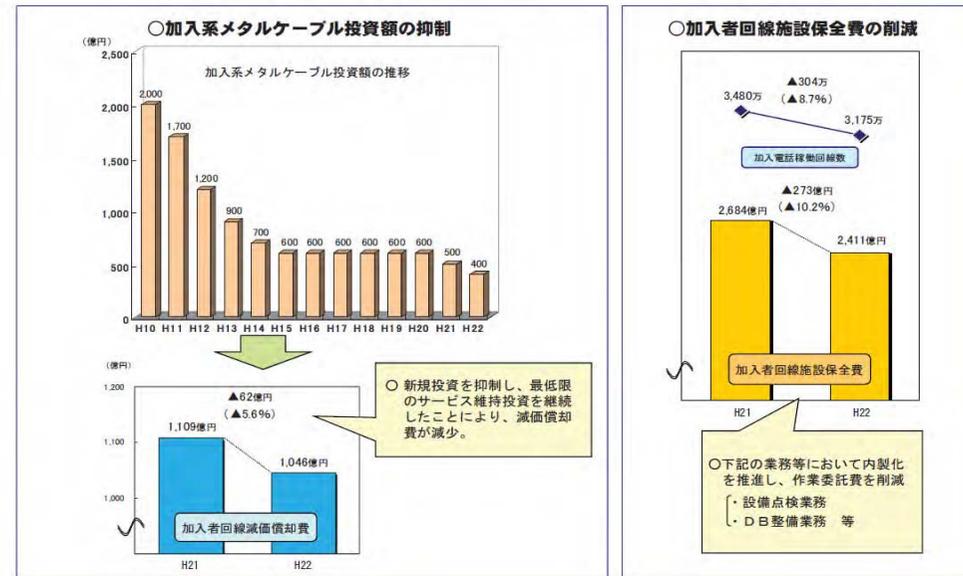
15年以上経過したものが約6割、20年以上経過したものが約4割

架空メタルケーブルの経過年数別故障件数



- メタルケーブルの法定耐用年数(13年)に対して、現在敷設しているメタルケーブルの約4割が20年以上経過。
- さらに、10年以上経過しているケーブルが全体の約8割、5年以上経過しているものも含めると、全体の9割を占める。
- 既に耐用年数を大幅に超え老朽化しているメタルケーブルの維持のために、一定相当額の施設保全コストが必要。
- 法定耐用年数+数年経過すると、故障件数確率が大幅に上昇することから、今後、現在敷設されているケーブルの大部分についても相当額の施設保全コストが必要となるものと見込まれる。
- 以上の要因から、引き続き、施設保全コストは上昇する見込み。

<東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成22年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告についてより抜粋>



③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法

施設保全費の配賦方法については、平成23年3月29日付の情報通信行政・郵政行政審議会の答申書の要請事項に、「平成22年度のメタル回線と光回線に係る費用の配賦に用いた比率を算出するために用いた芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長及び算定方法」、「平成22年度のメタル回線に係る施設保全費のうち、以下の各費用及び費用配賦に用いたドライバ」の報告があることから、透明性を確保したうえで、経済的効用の低下も勘案して、移行期における費用配賦が適正かどうか検証することが必要と考えます。

(4)メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方

「代替サービス」の提供可能時期、「代替サービス」が提供可能な状態にある場合におけるメタル回線の撤去情報提供時期については、予見性・透明性を高める観点から、4年前の通知となる撤去情報の提供とセットで、「代替サービス」を提示すべきと考えます。

なお、物理的なメタルアクセス網の撤廃といった観点だけではなく、市場に応じた経済的効用を勘案した各要素の見直しが必要と考えます。

	2 NGNにおける競争環境の整備	(1) PSTNとNGNにおける公正競争環境の在り方	第2編第2章3(3)と同様な意見。
		(2) NGNにおける伝送機能のオープン化	第2編第2章1(1)(2)と同様な意見。
		(3) 通信プラットフォーム機能のオープン化	第2編第2章4(1)(2)と同様な意見。
		(4) NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方	第2編第2章5と同様な意見。
	3 コア網のIP網への移行に対応したハブ機能の在り方(緊急通報を含む)	(1) ハブ機能の在り方等	答申(案)に従い、ハブ機能については、公正競争環境を維持するため、IP網への移行後においても、NTT東西殿が提供を担って頂くことを原則として、必要な課題の検討が行われることが適切と考えます。
		(2) 緊急通報の扱い	緊急通報については、緊急通報受理機関や事業者の経済効率性の高い設備構築を実現させるメリットを重視して、IP網への移行後においても、NTT東西殿が提供を担って頂くことを原則として、必要な課題の検討が行われることが適切と考えます。
		4 コア網のIP網への移行を踏まえた番号ポータビリティの扱い	
	第5章 本検討のフォローアップについて		本検討のフォローアップについては、本報告書の課題が多岐に渡るため、示された措置のスケジュール(実施すべき時期)を明確化し、優先順位をつけたうえで、各々の課題に合った適切なタイミングで検証することが必要と考えます。 また、接続料、コロケーションルールの在り方等に関しては、接続委員会との連携が必要不可欠と考えますので、報告書にて示された措置が適切に行われているかどうか注視して、連携した検証が必要と考えます。
	第6章 おわりに		
	第2編 第1章		

ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について	はじめに		
	第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進	1 中継局接続機能のオープン化	(1) 中継局接続機能のオープン化 現在の中継局接続機能の更なるオープン化（設定単位の細分化・柔軟化、インターフェースの多様化）を図るために必要な措置をとることが適当とする答申（案）の考え方に賛同します。
			(2) 中継局接続機能に係る標準的な接続箇所（POI）の在り方 IGS接続に係るPOIとの関係やコストに留意しつつ、中継局接続機能に係るPOIを予め増設することが必要とする答申（案）の考え方に賛同します。 地域系事業者だけでなく自前コア網を有する接続事業者にとっても、自網を最大限活用した伝送とすることは経済合理性があるため、POIの接続箇所が増設されることが望ましいと考えます。
	2 収容局接続機能のオープン化 収容局接続機能については、接続料設定単位の多様化等の必要なオープン化や接続事業者から示されているフレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的な措置についても検討を行うことが適当とする答申（案）の考え方に賛同します。 ISPレイヤーからみて、サービス形態の多様化が進むことは、サービス競争の促進につながり利用者料金の低廉化にも寄与すると考えられるため、実現に向けた検討を期待します。		
3 アクセス回線におけるサービス競争の現状	(1) アクセス回線におけるNTT東西の設備構築状況とサービス競争の関係 配線ブロックの見直しの検討にあたっては、以下の内容を留意することが必要と考えます。 配線ブロックの適正化を図ることは、接続事業者のコスト効率性を改善し、結果として1回線当たりの接続料の低廉化を実現することは可能ですが、公正競争環境下でのサービス競争の促進に対する解決策にはならないと考えます。 ADSLサービスがNTT東西殿のシェアが相対的に抑制されたフェアな市場として成功した背景としては、ラインシェアリングと接続料金の低廉化等といったアンバンドルルールの導入により、NTT東西殿が独占的な地位を有する加入電話サービスからインターネットサービスを切り離し、別市場としての競争環境が存在したからであり、当社のようなインターネットサービスに特化したビジネスモデルを有する新規参入事業者にとっても公正競争が成り立つ環境であったことが挙げられます。その結果、多数の新規参入事業者が市場を牽引することで、料金競争による料金の低廉化や利用者利便性の向上、ブロードバンドサービス普及率の向上に寄与したものと考えます。 しかしながら、現状のNGNにおける光アクセス回線の競争環境を見た場合、電		

			<p>話サービスの顧客基盤を活かし、映像などのサービスと合わせてインターネットサービスを提供する一部の大規模事業者のみがサービス提供している状況であり、8分岐単位の光ファイバ貸出を前提とした配線ブロックの拡大議論については、そういった既存の大手事業者にとっての収容効率の向上を図るための議論でしか無く、当社のようなインターネットサービスに特化したサービスを提供する接続事業者からすれば公正競争環境の観点では何ら根本的な解決とはなりません。</p> <p>そのため、NGNのアクセス回線における競争を促進する観点においては、当社の提案するファイバシェアリング等、F T T H市場においても小中規模の事業者が新規参入可能となる競争環境の実現が必要と考えます。</p>
		(2) 光ファイバの展開エリア情報、配線ブロック情報の提供の在り方	<p>エリア展開情報等の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正などの所要の措置をとることにより、接続事業者による加入光ファイバ利用の円滑化を図ることが必要とする答申（案）の考え方に賛同します。</p> <p>競争環境を整備する上で、N T T 東西殿の利用部門との情報の同等性を確保することは極めて重要であり、解決すべき課題と考えます。</p>
		(3) 接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案	<p>F T T H市場においても、公正な競争環境を構築させる前提にたてば、NGNのオープン化および光ファイバの分岐単位接続料の実現についての検討は、実質的には今回が最後の機会と考えます。現状のままではP S T Nの移行が進むに従って、F T T H市場はN T T 東西殿の独占化が更に進み、サービス競争が促進されないばかりか固定ブロードバンド市場全体の縮小に繋がる懸念が懸念されます。</p> <p>従って、情報通信行政・郵政行政審議会（接続委員会）にて建設的な議論が行われ、かつ何らかの解決策が見出せるよう、各委員会及び電気通信事業部会でも確りと方向付けて頂くこと、及び答申（案）については本年度中の結論を導き出すとする記載を追記していただくことを強く要望します。</p> <p>当社が「②光のファイバシェアリング」を提案している理由は以下の4点になり、最も優先して検討されるべき接続形態と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ADSLサービス同様、1本の光ファイバ上で電話サービスとインターネットサービスをそれぞれ別の事業者が提供可能な形態を実現するものであり、I P電話はN T T 東西殿に継続提供して頂くことが可能かつインターネットサービスは小中規模事業者であっても新規参入が可能である（ADSL事業者にとっても後継サービスになり、代替サービスの位置付け）

			<ul style="list-style-type: none"> ✓ 接続事業者のコアNWに価格競争力があり、料金の低廉化を促進する可能性から、より利用者メリットの高い市場として拡大が図られる ✓ 上位レイヤーの事業者からもアクセスの選択性が高まる ✓ 装置置換や新たな技術開発等が不要で、実現までの期間が最も短いことが想定される <p>PSTNから光IPへのマイグレーションの本格的な進展の中で、当社のようなインターネットに特化した事業者が、FTTH市場においても継続的な事業展開が可能となるよう、PSTNのアクセス回線におけるサービス競争環境をNGNにおいても実現して頂くことを強く要望します。</p>
		(4) FTTHサービスにおける端末設備(ONU)の在り方	ONUの開放については、利用者の調達価格の低廉化を期待出来ることから、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当とする答申(案)の考え方に賛同します。
	4 通信プラットフォーム機能のオープン化	(1) 通信プラットフォーム機能のオープン化(NNIのオープン化)	需要サイドの喚起をする目的でも、NNIのオープン化を進めるための検討を行うことは適切であると考えます。
		(2) 通信プラットフォーム機能のオープン化(SNIのオープン化)	需要サイドの喚起をする目的でも、SNIのオープン化を進めるための検討を行うことは適切であると考えます。
		(3) 一種指定設備の機能に係る情報開示の在り方	NGNのオープン化に関する議論が進展しない最大の理由は、結果としてNTT東西殿が接続事業者との接続を十分に考慮しない状態でネットワーク構築を進めたこと、並びにNGNの設備構成及びその機能に関する情報の非対称性にあることは明確なため、情報開示告示の改正等の見直しが図られることを強く要望します。 この課題の解決が図られない限り、将来的にも、これまで同様のNTT東西殿と接続事業者間の議論のループ化が繰り返される蓋然性が高いと考えます。
		5 NGNの段階的發展に対応したアンバンドルの考え方	アンバンドルに係る判断基準をあらためて議論したのは大変有意義なことであり、この判断基準が概念的整理に留まらず、分岐単位接続料の設定及び接続事業者から提案されているNGNのオープン化に関する実現に繋がることを強く期待します。

		<p>それぞれの要件に対し示された判断基準について、当社の提案する「ファイバシェアリング」の実現に向けた見解は以下の通りです。</p> <p>① <u>具体的な要望があること</u> 当社の提案する「ファイバシェアリング」に関しては、PSTNではアンバンドルされている機能であり、オープン化されることで利用者料金の低廉化を実現することが可能であり、その結果、NGNの利活用やブロードバンドの普及促進につながると考えるため、この判断基準に基づきNTT東西殿には実現に向けた前向きな検討を実施いただくことを強く要望します。</p> <p>② <u>技術的に可能であること</u> 当社の提案する「ファイバシェアリング」に関しては、一般的なネットワーク設備であれば具備されているVLAN機能を利用して実現する接続形態であり、仮に現時点で実装していない場合でも設備更改等により対応可能であるため、この判断基準に基づきNTT東西殿には実現に向けた前向きな検討を実施いただくことを強く要望します。</p> <p>③ <u>過度に経済的な負担がないことに留意</u> 当社の提案する「ファイバシェアリング」に関しては、既存技術の活用で実現可能なため実現にかかるコストは相対的に小さいものと考えますが、仮にコストの絶対額が大きい場合でも将来原価方式など合理的な接続料設定によりNTT東西殿と接続事業者双方にとって過度な経済的負担には当たらないため、この判断基準に基づきNTT東西殿には実現に向けた前向きな検討を実施いただくことを強く要望します。</p>	
	6 ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方	(1) 事業者間協議における透明性向上	
		(2) 固定電話発着帯電話着通話サービスに係る料金設定の在り方	<p>固定発・携带着の料金設定権については、当社としても、料金水準については、利用動向やトラフィックに鑑み今後検討する予定ですが、料金設定権のあり方は一義的には事業者間の協議に委ねられるものと考えます。</p> <p>また、割高と指摘されている固定発・携带着の通話料については、固定事業者殿の</p>

			<p>多くが選択中継サービスにて、割安な料金等を設定しサービスを展開していることから、昨今の携帯電話の接続料金の低廉化がもたらした効果も一方ではあったものと考えます。</p> <p>他方で、固定発・PHS事業者着の料金についても検討範囲に含めることも必要と考えます。固定発・PHS着の通話料金は42円～136.5円/3分と携帯電話とほぼ同水準であり且つ、料金設定権はPHS事業者側である事を踏まえれば、携帯電話への着信のみが問題であるという答申(案)は、バランスを欠いたものであり、「携帯・PHS事業者」と修正すべきと考えます。</p> <p>また、現在、電気通信番号政策委員会にて携帯電話の電気通信番号枯渇対応が議論されており、070番号帯の携帯電話への割当てとPHSとのMNPが同時並行的に議論されている状況です。PHS事業者が設定する42円～136.5円/3分という携帯電話事業者と同水準の通話料については、070番号での識別性でユーザが認識することができていましたが、携帯電話への070の割当てとPHSと携帯電話との間のMNP実現より識別性が完全になくなり、NTT東西殿が指摘しているユーザからの料金が分かりづらい問題が携帯電話着と同様に発生するという点についても利用者利便の観点から認識が必要と考えます。</p>
第3章 モバイル市場 の競争 促進	1 ネット ワークレ イヤーのオー プン化	(1) 第二種指定電 気通信設備制度の 見直し	<p>・二種指定設備制度の在り方について</p> <p>答申(案)で、MNO間の競争促進させる重要性を指摘されたことは賛同いたします。2007年にモバイル市場に新規参入した当社としては、新規参入・新興事業者であっても、公正かつ公平に市場競争出来る環境作りが更に必要と考えます。特にモバイル事業では割当周波数が事業者の競争力と直結しており、周波数割当を通じたMNO間の公平な競争環境の確保が必須と考えますので、モバイル市場の競争政策の中心に周波数割当てを最優先課題として据えることが必要と考えます。</p> <p>一方で、電波の有限希少性からMNO間で公平な周波数割当が実現されていない場合には接続規律やドミナント規制の見直しによりMNO間の公正な競争環境を確保すべきと考えます。</p> <p>具体的には、市場・収益シェアだけでなく、『保有する周波数の質・量』を指標として、競争力やドミナンス性に応じた、『MNO間の接続・ローミングも含めたアンバンドル規制』『行為規制』『接続規制(接続約款認可/届出/接続会計等)』を組合せ段階的に適用するルールに向けて継続的に見直しの検討が行われることが必要と考えます。</p>

				<p>・二種指定設備制度の適用について</p> <p>二種指定設備制度の適用の範囲について、着信ボトルネック規制の考え方にに基づき、電波の割当を受けるMNOすべてに規制を適用する考え方は、着信市場のあり方や市場支配力の認定方法の差異を挙げ、わが国の指定電気通信設備制度との整合性の点から採用することは適当ではないという答申（案）での認識は適切であると考えます。</p> <p>加えて、着信ボトルネック規制の考え方にに基づき全てのMNOに二種指定制度の適用対象を拡大することは、端末シェアを背景とした交渉力の優位性を持つ事業者に対しての非対称規制制度そのものを形骸化させることになると考えます。</p> <p>したがって、答申（案）に示されている上位3社の寡占化とシェアの拮抗という市場環境の変化により、端末シェアを背景にしたMNO間の交渉上の優位性の関係に変化が生じた結果、二種指定制度の適用対象を上位3社まで拡大する必要があるという認識は適切であると考えます。</p> <p>また、二種指定ガイドラインについては速やかに接続会計規則化することにより一種指定設備制度と同様に算定プロセスを会計上で整理を行い、二種指定制度の適用を受ける事業者の接続料等の公平性・透明性等を担保するための非対称規制として確りと機能させることが重要だと考えます。</p>
			<p>(2) 禁止行為規制の見直し</p>	<p>・禁止行為規制の適用基準</p> <p>答申（案）の禁止行為規制の適用基準見直しについて「必ずしも必要とはいえない」という認識は適切であると考えますが、一方でKDD I 殿が禁止行為規制の対象とならない点について、KDD I 殿の扱いが不明確であるとして、禁止行為規制の適用対象に関する基本的な考え方を維持しつつも現行のガイドラインの見直しを行うことが適当としており、KDD I 殿が適用対象でない理由についての記載がありません。当社としては、市場支配力を有する事業者に対してのドミナント規制を確りと機能させることが、MNO間の競争促進につながると考えておりガイドラインの見直しにおいては、不明確となっている事業者に対して厳格に禁止行為規制を適用できるよう見直しをすべきと考えます。</p> <p>・禁止行為規制の内容</p> <p>当社としては、現行の禁止行為規制内容については、市場支配的な事業者に対し</p>

			<p>での規制として過重なものとは考えておらず、ましてや柔軟な事業展開や国際展開が出来ないとする懸念は当たらないと考えます。従って答申（案）にて、市場支配力を有する事業者に対する規制として「規制内容を見直すことが必要とまでいえない」という認識は適切であると考えます。</p> <p>また、共同ガイドラインの見直しにおいて、NTTドコモ殿については、引き続きNTT持ち株会社下での一体的な経営にも留意する必要がある、特に固定電話やFTH市場において市場支配力を有するNTT東西殿との排他的な連携については引き続き規制の対象とすべきと考えます。</p>
		(3) MVNO 事業者の参入促進	<p>・MVNOガイドラインの見直しについて</p> <p>モバイル市場の発展にそぐわない事業者に対して、MVNOガイドラインで接続拒否事由を明確化することは、円滑な事業者間の協議を行う上でも有益であり電気通信事業法の目的に鑑みても適切な認識だと考えます。</p> <p>・MVNOの参入促進について</p> <p>答申（案）では、現状認識としてMVNOの参入が進展しているがMVNOの契約者数は鈍化傾向であると具体的な問題点に触れ、参入促進策の必要性について記載されていますが、結論として接続拒否事由に係るガイドラインの見直しのみで具体的な参入促進策について記載がない点は見直すべきと考えます。</p> <p>MVNOの参入促進のためには、MVNOガイドラインの見直しといったMNOとMVNOとの接続に関する規律だけではなく、MNO間で確りと競争が機能することによりコスト削減インセンティブやネットワークサービスのイノベーションといった成果をMVNOが選択できる環境を作りサービス競争の促進を行うべきと考えます。そのためには、まずはMNO間の競争を確りと機能させることが重要であり、そのための規制ツールとして、ドミナント規制を市場支配力に対する規制とするなどの競争政策を検討し、MNO間の公正な競争環境を構築することが必要と考えます。</p>
	2	プラットフォーム・端末レイヤーのオープン	<p>(1) プラットフォームレイヤーのオープン化</p> <p>(2) SIMロック解除の推進による端</p> <p>SIMロック解除はメディアや利用者からの関心が高い事案にも関わらず、一部事業者による消極的とも受け取れる取り組みより、利用者からの関心とは逆に、S</p>

	化	末レイヤーのオープン化	<p>IMロック解除のメリットどころかSIMロック解除自体の認知度がほとんど上がっていないと認識しています。</p> <p>答申(案)では、2011年4月からのSIMロック解除ガイドラインによるSIMロック解除について、事業者の取組状況の評価と制度的な措置を時期尚早としていますが、SIMロック解除によるユーザーメリットが多いスマートフォンが拡大傾向であるなか、SIMロック解除によるメリットを利用者が享受しづらい状況が続けば、ガイドラインの形骸化、消費者への不利益、事業者間の競争上の問題につながると考えており、SIMロック解除ガイドラインの事業者の取組状況についての評価は速やかに行うべきと考えます。</p> <p>したがって、答申(案)には「制度的な措置について検討を行うことは時期尚早であり(略)動向を注視」だけではなく、「競争評価等を通じていつを目処にSIMロック解除の評価を行うのか」を追記すべきと考えます。</p>
第4章 線路敷 設基盤 の開放 による 設備競 争の促 進	1 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等	(1) 手続の電子化等の促進	
		(2) 調査回答期間の短縮	
		(3) 電柱の強度の在り方	
	2 マンション向け光屋内配線の開放	<p>答申(案)では、マンション向け光屋内配線については、法的位置付けを変更する状況までには至っていないとの考え方が示されておりますが、FTTH市場におけるNTT東西殿の市場シェアが74.4%と独占化傾向にあることを鑑みれば、当該設備は接続事業者がサービス競争を展開する上で必要不可欠と考えられます。</p> <p>従って、マンション向け光屋内配線については、FTTH市場における公正な競争環境を構築する観点から、早期に一種指定設備の対象とする必要があると考えます。</p>	
3 地中化エリアへの対応	(1) 加入光ファイバの部分的な開放に関するルール整備	<p>答申(案)における加入光ファイバの部分的な開放について、ルール化に向けて解決が必要な課題を整理すべきとする考え方に賛同します。</p> <p>FTTH市場における独占事業者であるNTT東西殿と競争事業者におけるボトルネック設備利用の同等性を確保する観点から、当該ルールの策定については早</p>	

			期に対応頂く必要があると考えます。
		(2) 集合住宅・電線共同溝に関する引込管への追い張り	引込管への光ファイバの追い張りについては、F T T H市場における独占事業者であるN T T東西殿等と後発事業者が同等に設備を構築する上で必要不可欠な運用と考えられるため、F T T H市場における公正な競争環境を構築する観点から早期にルール化等を検討し、手続きの柔軟化を図る必要があると考えます。
	4 鉄塔等の一層のオープン化	(1) 鉄塔等の共用に関するルールの在り方	
		(2) ローミングに関するルールの在り方	<p>・周波数割当てを観点とした検討の必要性について</p> <p>周波数の割当てを受けたMNOが自ら設備構築し事業展開を図ることは妥当性があるものの、その前提となる周波数割当てが競争環境へ与える影響については分析と検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>答申（案）では、「2009年の接続ルール答申における整理は、現時点において変更すべき特段の事情は存在せず、引き続き維持することが適当である」とありますが、以下に挙げる「2009年の接続ルール答申以降の市場における環境変化」及び「新規・新興事業者に対する競争環境の整備」の2点に基づき、ローミングについては、周波数割当てに起因した競争政策上の課題として、競争促進や利用者利便の向上が見込まれるよう、競争評価並びに委員会の枠組みにおいて、継続した検討が行われるよう要望します。</p> <p>✓ 2009年の接続ルール答申以降の市場における環境変化</p> <p>スマートフォンの急激な需要増やL T Eの本格展開における高速化によってトラヒックの急増（直近の1年間でも2倍の増加率）とこの2～3年内の携帯電話事業で利用可能な周波数供給面での限界が見えていること、この状況を背景として、既に割当てられた周波数帯や周波数量に起因して、携帯電話事業者の競争力の優劣が決まる蓋然性が高いこと</p> <p>✓ 新規・新興事業者に対する競争環境の整備</p> <p>当社は、2007年に新規参入した唯一の独立系事業者ですが、ネットワークの展開と充実度においては、既存大手3社に対して短期間でのキャッチアップは極めて困難な状況であり、なかでも、割当て周波数帯が有する課題から、全国的なエリアカバーやグローバル端末の調達といったモバイル事業の根幹を成す部分でのディスアドバンテージが存在すること</p>

			<p>・ネットワーク利用形態について</p> <p>答申（案）では、①接続協定+ローミング協定方式、②卸電気通信役務方式、③接続協定の3方式に類型化されているところですが、従来のローミングと同様の形態であっても、料金設定権をネットワークの提供を受ける側で有する場合は、卸電気通信役務等での整理も可能とするなど柔軟な考え方にたつて、交渉力の差異にも配慮した事業者間交渉をサポートするスキームの検討を要望します。</p> <p>・接続応諾義務の考え方について</p> <p>2009年の接続答申では、MNOによる他MNO網の利用が許容されるケースとして以下の3点が挙げられているところです。この3点については、答申（案）で記載された接続拒否事由にあたらぬ参考例とも考えられますが、設備競争を阻害しないことに配慮しつつ、競争促進や利用者利便の向上が見込まれる場合には、接続応諾義務について市場環境に応じた判断が行なわれることを要望します。</p> <p>ア 自網で提供するサービスと異なる市場のサービスを提供するために、他MNO網を利用する形態（例：携帯事業者によるWiMAX事業者網の利用）</p> <p>イ 新規参入MNOが、認定開設計画等に基づき、自らのネットワークを全国展開するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態</p> <p>ウ トラフィックの急増により、ネットワーク容量が逼迫している既存MNOが、新たな周波数の割当を受けたり、自らのネットワークを増強するまでの間、暫定的に他MNO網を利用する形態</p> <p>・緊急通報に限定したローミング</p> <p>設備改修コストや通報機関との整理が必要ではありますが、国民の生命・身体 の安全をより確保する観点では、緊急通報についてのローミングについて望ましいと した認識は適切と考えます。</p>
第5章 今後の 市場環 境の変 化等を	1 公正競 争環境の検 証の在り方	(1) 毎年度の継続 的なチェックのた めの新たな公正競 争環境検証の仕組 み	<p>制度の包括的な検証のために、競争セーフガード制度及び競争評価を連携させた新たな仕組みを導入することは非常に重要な取組みであり評価します。</p> <p>しかしながら、検証の手法の議論に加えて、「今後どのような市場を目指し、そのためにどのような検証を行う必要があるのか」といった根本的な議論も必要と考えます。</p>

踏まえた公正競争環境の検証の在り方等		この点については、昨年度の「光の道」構想にて議論されたところではありますが、今後の市場環境の変化等を踏まえれば、「光の道」構想における議論の見直し及び発展を随時図っていくことが必要と考えられるため、例えば、本委員会のフォローアップの場等を利用して、市場の在るべき姿については継続的に議論を行い、その結果を公正競争レビュー制度の検証内容や制度整備3年後の包括的検証に反映することが望ましいと考えます。
	(2) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設	<p>公正競争レビュー制度については、今後、検証項目や基準といった検証スキームの詳細がガイドライン等で規定されるものと考えますが、これらの検討においては、意見募集の実施や公開の場(審議会、委員会等)で議論を実施するといったオープンな取り組みが必要と考えます。</p> <p>なお、各検証における意見としては以下の通りとなります。</p> <p><u>(イ)ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証</u></p> <p>答申(案)において具体的に示されている「料金の低廉化」、「市場シェア」、「『光の道』構想に関する取組状況」の検証項目について、評価結果を客観的な指標として制度整備3年後の包括的検証における政策の見直しの有効な判断材料とするためには、予め項目毎に目標値を設定する必要があると考えます。</p> <p><u>(ウ)NTT東西等における規制の遵守状況の検証</u></p> <p>現行の競争セーフガード制度に対しては、「検証スキームの透明性の確保」が公正競争レビュー制度においても必要な観点であると考えます。</p> <p>従って、競争政策委員会のフォローアップでは、公正競争レビュー制度の検証結果の調査審議も行うこととされておりますが、例えば、従来の取組みである意見募集の実施や検証結果の公表に加えて、意見募集にて各社から集められた事案における検証の進め方を本フォローアップの場でオープンに議論するといった対応が必要と考えます。</p>
	(3) 競争評価の在り方	<p>公正競争レビュー制度の検証においては、競争評価の取組みを活用する答申(案)の考え方に賛同します。</p> <p>答申(案)において、包括的検証では競争ルール全般の見直しを視野に入れた検討を「市場の水平的・垂直的動向」を踏まえて実施することが示されている点を鑑みれば、競争評価における「モバイル分野における各レイヤー間の関係」や「同一グ</p>

			<p>ループ間に属する事業者間の連携状況」等の評価にて公正競争レビュー制度の検証を補完することは適切と考えます。</p>
	2 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み		<p>答申(案)においては、制度整備3年後の包括的検証の結果制度的課題が認められた場合は、指定電気通信制度及びNTTに係る累次の公正競争要件を中心とした競争ルールの見直しを検討することが適当との考え方が示されておりますが、二種指定制度の見直しも視野に入れるべきと考えます。</p> <p>二種指定制度が非対称規制として、公正競争の促進に機能しているか検証し、結果的に制度の見直しが必要と判断された場合は、制度整備3年後の包括的検証を待たずに、現在の端末シェア等による閾値による接続規制だけではなく、事業者の市場支配力を総合的に評価し、評価に応じた実効的な規制を課すように見直すことが必要と考えます。</p>
	第6章 本検討のフォローアップについて		<p>答申(案)では、競争政策委員会のフォローアップとして、公正競争レビュー制度の検証結果等の調査審議を適切なタイミングに実施するとしておりますが、制度整備3年後の包括的検証において競争ルール全体の枠組みの見直しを視野に入れた検討を行うためには、十分な課題に対する議論の積み上げが必要になると考えます。</p> <p>そのため、公正競争レビュー制度の調査審議については、年間を通した検討スケジュールを作成するなど、実施計画を明確にする必要があると考えます。</p>
	第7章 おわりに		

以上